

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第40巻第1号

令和元年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

ISSN 1345—7861

国際関係研究

第40巻第1号 令和元年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第40巻第1号 令和元年10月

目次

研究ノート

公職選挙法改正私案：

相模原市議会議員選挙における論争からの検討……………葉山 明 … 1

権威主義体制と国連

一チリにおける人権侵害と国連開発計画（UNDP）職員の対応……………真嶋 麻子 … 9

公職選挙法改正私案： 相模原市議会議員選挙における論争からの検討

葉 山 明

Akira HAYAMA. Does Your Vote Count? Some Thoughts on Recent Disputes in Japan's Local Elections. *Studies in International Relations* Vol.40, No.1, October 2019. pp.1-7.

Disputes often arise in Japan because some voters misspell the candidates' names on the ballots. In order to avoid such disputes, the author proposes revising Articles 67, 68 and 175 of the Election Laws.

第1 問題の所在

1 平成31年4月7日執行の相模原市議会議員選挙で、松浦千鶴子と今宮祐貴の得票数が、ともに3158であった。その為、中央区選挙区の最下位当選者(第17位)は、くじ引きの結果、今宮となった。

松浦は、同年4月18日、市選挙管理委員会に、異議を申し立てた。松浦の主張は、①「まつうらちかこ」あるいは「まつうらちか子」と書かれた3票が、無効票として処理された旨を、選挙立会人の一人から聞いたが、それらは、「まつうらちづこ」の誤記で、同人への有効票である、②松浦は、ポスター、たすき等で「まつうら」と平仮名表示をし、氏を強調していたのであるから、当該票の氏を名より重視するべきである、③安藤千鶴子という人が、ある催しで「あんどう・ちかこ」と紹介された例があるように、千鶴子は「ちかこ」と読まれることもあり、当該票は松浦千鶴子への票と解するべきである等というものであった¹。なお、立候補者25名の中には、現職の松永千賀子がいたが、同人は5221票を獲得して、ゆうゆうと6選を果たした。

市選挙管理委員会は、「まつうらちかこ」票の存在を認めたが(その数や自書の実態については、明確にしていない)、松浦の上記主張をいずれも排斥した。そして、候補者に松浦千鶴子と松永千

賀子がいた以上、当該票は松浦の姓と松永の名の混記無効と解するのが妥当と判断し、異議を棄却した²。松浦は、5月31日、神奈川県選挙管理委員会に、審査請求をした。

2 相模原市では、4年前にも、論争が生じた。南区選挙区で、小林丈人が3304票で当選し、大槻和弘が3303.339票で次点落選と発表された。しかし、市選挙管理委員会は、平成27年5月24日、無効とされていた1票を、大槻和弘への有効票と判断した。その結果、大槻和弘の得票数は3304.340となり、小林を0.340票上回り、逆転当選となった³。小林は神奈川県選挙管理委員会に審査請求をしたが棄却され、さらに東京高裁、最高裁まで争ったが、市選挙管理委員会の判断を覆すことはできなかった。東京高裁は、当該票は、「選挙人の意思としては、「かずひろ」と記載しようとして「か●ひ」(●は判読不能の文字)と誤字及び脱字したものと解するのが相当である。」と判断した⁴。(別紙A)

3 他の市町村においても、論争は時折、生じている。

ア 昭和54年4月22日の和歌山県西牟婁郡白浜町議員選挙では、現職で5期目を目指す津越幸雄が390票で最下位当選(22位)、現職で3期目を目指す鍵康夫が389票で次点となった。しかし、県選挙管理委員会は、①「津越正七」と書かれた票は、津越幸雄の姓と北畑正七の名

を混記したもので、無効、②「かじ」と書かれた票は、鍵康夫（かぎやすお）の姓を書こうとしたものと認め、鍵康夫への有効票とした。結局、鍵の得票数（390）が津越の得票数（389）を上回るから、津越の当選を取り消した。ところが、大阪高裁は、①は津越への有効票であり、②は鍵への投票とは認めず、津越の当選と判断した。しかし、最高裁は、①、②とも無効票で、津越と鍵の得票数がともに389となるから、くじで当落を決めるべきであると判断した⁵。（最終的に、津越が当選した。白浜町選挙管理委員会事務局からの情報による。）

イ 平成15年4月27日に行われた東京都中野区議会議員選挙において、第42位で当選とされた柿沼秀光は1379票、次点とされた吉原宏は1378票であった。ところが無効票の中に「吉原ひろこ」票があり、吉原の氏と佐藤浩子の名の混記で、無効か否かが争われた。東京都選挙管理委員会は、「ひろこ」は「ひろし」の書き誤りで、吉原への有効票と判断した。その理由は、吉原と佐藤の音感は全く異なるから、選挙人が、「佐藤ひろこ」と書くのを「吉原ひろこ」と書き誤ったとは、考えられないというものであった。

東京高裁は都選挙管理委員会の判断を支持し、「誤記をする場合には必ずしも性別を意識しない場合もあり、同性名相互間でのみ誤記をするとはいえないのであって、男性名を書こうとして女性名を誤記することやその逆の誤記をすることもある」と述べた⁶。なお、「石原宏」は、最初から、吉原宏への有効票と判断されていた。吉原と柿沼が同数となり、クジにより、吉原が当選した。

ウ 平成27年8月9日の広島県大竹市議会議員選挙では、山本幸三が496票で最下位当選（16位）、北林隆（きたばやしたかし）が494票で次点となった。なお、北地範久（きたちのりひさ）は980票で、第4位で当選した。

北林の異議を受けた市選挙管理委員会は、①北地たかし、②キタジタカシと書かれた票を、いずれも、北林隆への有効票と認め、山本と北林は同数で、くじ引きで当選を決めるべきであ

ると判断した。県選挙管理委員会も、同調したが、広島高等裁判所は、北地と北林の音感の違いから、②は北林隆への投票とは認めず、①を判断するまでもなく、山本幸三の得票数が北林隆を上回るとして、山本の当選と判断した⁷。

第2 原因

票の有効、無効を巡って、判断が二転、三転し得るのは、公職選挙法67条後段の規定に関して、最高裁が示した基準が原因である。最高裁は、次のようにいう。「選挙人は、一人の候補者に投票する意思で候補者名を自書したと推定し、文字に誤字や脱字があり、記載が不明瞭であっても、自書全体の考察から、選挙人の意思が明白と認められれば、有効票と解するべきである」が、「文字と候補者氏名の多少の類似性を、過度に評価するべきではない。」⁸

この「基準」によれば、自書された文字等を見た第三者の判断に差が生じても、致し方ないであろう。例えば、別紙Bに関し、「名の3文字は不明瞭であるが、名の1文字目は「あ」と判読でき、文字に不慣れな選挙人が一生懸命に「あきら」と記載しようとしたものと解することができるから、全体として氏の2文字目の「き」の脱字を認め、申出人（引用者注：滝上明）の有効票と認める。なお、1文字目は、二重線で訂正したものであり、有意の他事記載とは認められない。」との理由と判断には、異論もあり得よう⁹。（別紙B）

進んで、上記最高裁基準が生じた原因は何かと考えると、それは、選挙人が候補者名を自書する投票方法であることに行き着く（公選法46条1項）。そうであれば、自書式を止めて、記号式投票を地方自治体が採用すれば、問題は解決するが（同法46条の2）、現実においては、記号式投票の採用は、全く広がらない。岩手県や島根県等幾つかの県は、知事選挙に限って記号式を使用しつつも、立候補者の多い県議会議員選挙では、自書式を使用している¹⁰。また、青森県六戸町は、電子パネル方式を平成19、23、27年4月の町議会議員選挙で使用した数少ない自治体であり、同方式は好評であったにもかかわらず、経費等の

諸事情から、平成31年4月21日の選挙では、自書式に戻った。その結果、パネル方式の使用自治体は、皆無となった¹¹。そこで、以下では、自書方式が今後もほとんどの市町村で続くことを前提に、是正策について、検討する。

第3 提案

筆者は、次のような改正を考えている。

- ア 選挙人は、投票しようとする候補者一名の氏名を、正確に、自書しなければならない。（公選法46条1項参照）。
- イ 氏、または名のみが記された票は、無効とする。（同68条の2第1項及び第4項）。これに連動して、投票用紙は、候補者の氏を書く欄と、名を書く欄を分ける。（同45条）
- ウ 候補者のあだ名や屋号等を記載した票は、無効とする。
- エ 投票場において、選挙管理者は、選挙人に、投票用紙とともに、氏が50音順に配置された候補者一覧表を手渡し、一人の氏名を正確に記すよう、口頭で注意を促す。投票記載台の前面に掲示する候補者一覧表も、氏の50音順とする。
- オ 選挙管理委員会は、特に選挙時には、候補者の氏名が正確に記載されていないと無効票になる旨の啓発活動に努める（同6条）。

第4 考察

以上の点につき、若干、考察を加える。

- ア 選挙人の中には、自書する文字が第3者に読めるかという配慮を完全に欠如している者が、少なくないようである。その極端な例が、平成29年4月23日、新潟県阿賀町議員選挙で生じた。候補者の後藤英雄（60歳）は最下位であったが、彼の得票数は、ゼロであった¹²。当然、彼は、彼自身に投票したと思われるが、開票作業に従事した職員には、彼の字が読めなかったようである。
- イ 現在使用されている投票用紙は、候補者の氏を書く欄と名を書く欄が分かれていない。公選

法45条2項は、市選挙管理委員会は、市議会議員選挙で使用する投票用紙を自由に定める旨を規定しているが、国政選挙で使用する投票用紙の様式は国が総務省令で定めることから（同条同項）、市町村も、国政選挙で使用されている投票用紙に倣っている結果であろう。そうするのが簡便で、かつ、安全だからである。そうであれば、公職選挙施行規則5条の別記第5号を変更し、氏と名の記載部分を、実線又は破線で分ければ、同じ形式の投票用紙が、全国の県や市町村で、即刻使用され始めるであろう。そうなれば、氏のみ、あるいは名のみを自書する選挙人は減ると思われる。

ウ 「トメ!」、「おう!」。友人間では「トメ」で通っているとしても、町議会議員選挙において、「トメ」で有効票とするのは、選挙を軽視するものである。選挙人に、「松本留五郎」、あるいは、「まつもととめごろう」と書くことを求めるのは、今日の日本において、何ら不当ではないと筆者は思う。それでも候補者の氏名を正確に書く自信がないという選挙人は、代書を頼むしかあるまい。あだ名等を有効とする根拠の公選法67条後段は、改正されるべきである。

エ 投票記載台の前面に掲示されている候補者一覧表は、公平性を重んじ過ぎる結果、配置がバラバラである（公選法175条）。相模原市の場合、立候補の受け付け時に「予備クジ」を渡し、立候補受け付け終了後、予備クジの番号の若い順に「本クジ」を引き、引き当てた番号に該当する位置に、候補者氏名が記載されるという¹³。その結果、選挙人が記載台で、念の為に候補者の名を確認しようとしても、その人の氏が一覧表のどこに記載されているのか、容易には見つけられない。確信が揺らいだ選挙人は、それでも候補者の氏名を書くか、あるいは氏のみを書くことになり、氏のみを書いた場合、仮に同じ氏の別候補がいれば、当該票は、按分されてしまう。また、記載台に幅がある為、選挙人が眼鏡を外し、裸眼を候補者一覧表に近づけようとしても、物理的に容易でなく（この点は、筆者が体験した感想である）、結局、不正確な記載を誘発すると思われる。そこで、50音順

に配置された候補者一覧表を手渡されれば、選挙人はそれを手元に置き、氏名を正確に記すことができる。なお、候補者が、ポスターを街中の公設掲示板のどの位置に配置するかは、各候補者の戦術的な要素が無いとは言えず、届け出順というのも理解できる。しかし、選挙運動は投票日前日で終わっているのであるから、投票日に投票所で掲示され、また、配布される候補者一覧表は、選挙人の便宜の為に、50音順にするべきである。

オ 筆者は、もう20年以上前になるが、カリフォルニア州サンフランシスコ市選挙管理委員会が作成し、住民等に広く配布した「投票ガイド」(Voters' Guide)を見たことがある。それによれば、投票の仕方や賛否が問われている住民提案の内容等が、英語、スペイン語、中国語で書かれていた。(それ以外の言語での「ガイド」も、用意されていたと筆者は考えている。)そして、何よりも驚いたのは、模擬投票用紙(サンプルバロット)が付けられており、選挙人に、記入して切り取って、投票場に持参するよう奨励していた点である。英語が不自由であるとか、選挙人資格を獲得して間もない人が多い地域であることに加えて、選挙人は10以上の政策課題への判断を求められることが稀ではない状況の下で、選挙管理委員会は、人々に有効な投票を促す為に、現実に即した啓発活動をしているのであろう。翻って、日本の啓発活動は、どうか。「忘れずに投票しましょう。」ばかりで、有効票を投じることを促すという姿勢は、皆無である。周防正行監督の「シコふんじゃった」という映画の中で、イギリス人留学生が、相撲部の学生に対し、「日本人は、物事の本質を考えようとしません。」と、2度言っているのが印象的であるが、それは、選挙の啓発活動についても、当てはまるのではないか。

また、票の有効性をめぐる論争が生じると、無効票の再点検、さらには当事者の有効票全部の開披点検等、多大な作業が生じ、到底選挙管理委員会事務局の職員だけでは対応できず、他部局の職員らが本来の仕事を中断して作業に従事し、場合によっては残業代等の支出にもつ

ながる¹⁴。そして訴訟になれば、県は、代理人弁護士に、報酬を支払わなければならない¹⁵。こうした公金支出の事実を、選挙管理委員会は広報活動で取り上げ、選挙人の正確な投票行動を呼びかけるべきである。

カ その他、選挙人の身長によっては、記載台で立って自書するのは、困難で、不明瞭な記載につながる可能性もあるのではないか。椅子に座って記載できるように、検討しても良いのではないか。また、最近では公文書も横書きがほとんどであるから、投票用紙も、横書きにして良いのではないか。

第5 予想される結果

無効票が大幅に増加することは、明らかであろう。姓が松山、松本、松村、松木、村松と書かれた票は、名の「まこと」が正しく書かれていても、松丸まことへの有効票とはならない。滝上明も、たかがみ、たけがみ、たきがわ、たきなみ、たてがみ、きたがみ、なきがみ票を、全てを失う¹⁶。

反面、投票の質は、向上するであろう。選挙人が少し注意を払えば、誤記は容易に防ぐことができるし、0.340票差で当選といった事態も起こらないからである。

第6 結論

選挙人は立候補者の誰かの名前を書こうとしたとの前提に立ち、文字を書き間違えたとか脱字をした等、第三者が選挙人の意思を忖度するのは、前提から間違っていると、筆者は考えている。「まつうらちかこ」票について言えば、選挙人が単に書き間違えた可能性がある一方、面白半分で、故意に、松浦と松永の姓と名を混記した可能性も、否定できない。当該選挙において、候補者でない者や候補者になることができない者の氏名を書いた選挙人が169名、白紙投票者が2541名、2名以上の候補者の氏名を記した者が4名、単に雑事、記号、符号を記載した者が577人、それぞれいたが、この事実は、選挙人が合理的な行動をとるとは限らないことを示唆している¹⁷。わざ

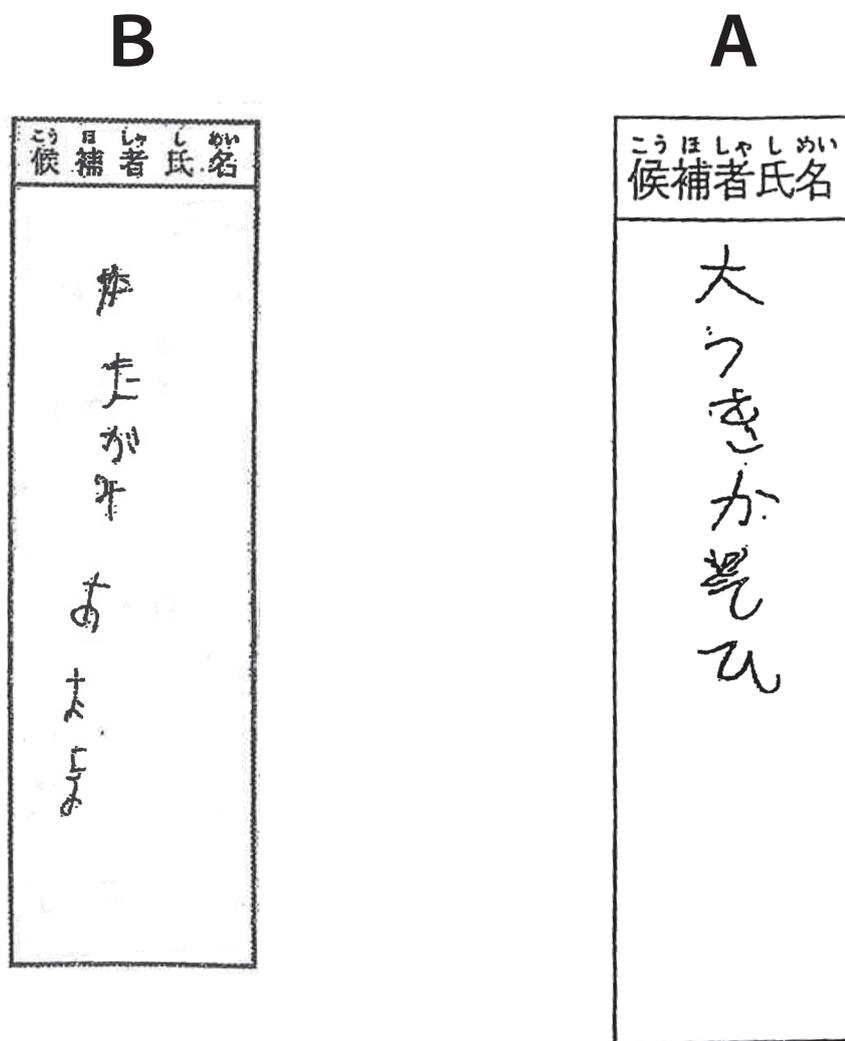
わざ日曜日に投票所にまで出かけ、無効になることが分かっている票を投じる人が、どの選挙にも、そして、どの市町村にも、必ず、存在する。そうであれば、一見して不明瞭な文字を、第三者が理屈をつけて解釈し、有効票とすることは、候補者氏名がはっきりと自書された票に基づく結果を、歪めることになり得る。我々は、公職選挙法の特に67条、68条、68条の2、175条を、速やかに改正するべきである。

注

- 1 松浦千鶴子の平成31年4月18日付異議申出書。筆者は、当該票を松浦の氏と松永の名の混記と認めた上で、0.5票を松浦に、0.5票を松永に配分するべきだという主張を、してみてもどうかと考えている。「まつうら」とのみ書かれていれば、松浦千鶴子への有効票となり、「ちかこ」のみであれば、松永千賀子への票となる。そうであれば、「まつうらちかこ」票は、松浦と松永で折半するという理屈も、あり得るのではないか。また、後述するように（下の注3参照）、現行法下、大槻とのみ書かれた票は、どちらの大槻に投じられたか不明であるが、有効であって、大槻和弘と大槻研に按分され、加算されるのである。もちろん、大槻票については、公選法68条の2が存在するが、氏名混記について規定が存在するのは、立法の不備であり、投票をできるだけ有効に取り扱う基本方針の下で、混記票を、にべもなく無効とするべきではないという主張も、故なしとは思われない。
- 2 相模原市選挙管理委員会の令和元年5月15日付決定書。
- 3 「おおつき」10票、「大槻」2票の12票が、7,340票と4,659票に按分され、大槻和弘と大槻研のそれぞれの基礎票に加算された結果、大槻和弘の総得票数が3,304.340になった（公選法68条の2）。筆者は、この按分規定は、廃止されるべきであると考えている。一票を分割して、一部をある候補者に、別の一部を他の候補者に与えるのは、異常であると思う。この規定については、昭和35年12月14日の最高裁大法廷判決で、河村又介裁判官が、明確に、憲法違反で無効と述べている。この判断こそ、常識に沿った正論であろう。民集14巻14号3037頁、特に3042－3046頁参照。
- 4 東京高等裁判所（奥田正昭裁判長）、平成27年12月9日付判決書、15頁15－16行目。筆者は、当該票は、「大つきけい」と書くつもりであった人が、「大つきかい」と書くようとして、「大つきかひ」になったという解釈も、あり得るのではないかと考えている。すなわち、大槻研と市川けい（両者とも現職の男性）の混記で、通説に従えば、無効票という解釈である。当該票の5番目の文字は、「い」の第一画を書き、第二画を途中で止めて書き消し、「ひ」を書きはじめたが、抹消部分に近過ぎる為に止めた。そして、改めて「ひ」を書き、「おおつきかひ」になった。年配者であれば、「い」を「ひ」と書くことは、有り得る。「思ひ出」がその例である。ところで、「かい」という名の人がいるかといえば、いるのである。筆者が担当している授業の履修者の中に、海（かい）という名の学生がいた。また、芸名ではあるが、阿藤快という俳優がいた。平成27年11月17日、毎日新聞、29頁。なお、小林は、一貫して、当該票の名の部分は判読不明で、無効という主張であった。
- 5 大阪高裁は、津越が姓を強調した選挙運動をしていた、投票所の記載台前面に掲示された候補者一覧表において、津越の左隣に北畑が記載されていたから、選挙人が姓と名を混合してしまった可能性が否定できない等の事情を考慮したようである。また、「かじ」を無効票とするに当たっては、白浜町近辺で、「かぎ」を訛って「かじ」と発音する事情はないと指摘した。判例時報、981号51頁。しかし、最高裁は、「津越正七」票につき、大阪高裁が指摘した事情から、候補者の氏を名より優位に判断することはできないと述べた。判例時報、1045号81頁。
- 6 東京都選挙管理委員会、平成15年6月25

- 日付裁決書、及び東京高等裁判所（相良朋記裁判長）、平成 15 年 11 月 12 日付判決書、10 頁 19 - 22 行目。なお、中野区選挙管理委員会は、平成 15 年 5 月 29 日、当該票は無効として、吉原の異議申し出を棄却した。
- 7 広島県報、号外第 72 号（平成 27 年 12 月 22 日）、及び広島高等裁判所（野々上友之裁判長）、平成 28 年 5 月 17 日付判決書。なお、高裁判決は、上告不受理により、確定した。
 - 8 最高裁判所昭和 32 年 9 月 20 日第二小法廷判決、民集 11 巻 9 号 1621 号、特に 1623 頁 9 - 14 行目、及び、最高裁判所昭和 42 年 9 月 12 日第三小法廷判決、民集 21 巻 7 号 1770 頁、特に 1772 頁 12 - 14 行目参照。後者で問題となったのは、昭和 39 年 9 月 12 日執行の大部分大田村村長選挙において、「だいぜんまさかつ」と自書された票が、財前金利への有効票かが争われた事案であり、最高裁は有効性を否定した。
 - 9 足立区選挙管理委員会、平成 27 年 6 月 25 日付決定書、10 頁 26 - 30 行目。平成 27 年 5 月 17 日に行われた足立区議会議員選挙で、松丸まことが 3440 票で 45 位（最下位で当選）、滝上明が 3438. 804 票で 46 位（落選）となり、滝上が当選の異議を申し出た。これに対し足立区選挙管理委員会は平成 27 年 6 月 25 日、異議を棄却する決定をした。当該票は当初から滝上明への有効票と判断されていた。
 - 10 選挙時報、63 巻 9 号 60 - 62 頁。
 - 11 毎日新聞・夕刊、平成 31 年 4 月 19 日、8 頁。自書式に戻ると、早速、問題が生じた。何人かが、一男、しげお、と名のみを書いたため、長根一男と松橋一男、苫米地繁夫と杉山茂夫に、それぞれ按分された。六戸町ホームページ参照。
 - 12 毎日新聞、平成 29 年 4 月 25 日、30 頁。阿賀町ホームページ、「投開票結果」によれば、無効票は 100 あったという。
 - 13 筆者の問い合わせに対する、相模原市選挙管理委員会事務局からの、平成 27 年 11 月 12 日付回答書による。平成 31 年 4 月の中央区選挙区での候補者一覧表は、A3 版横長の上段が、右端から順に、松永ちか子、名川やすお、中村まさはる、下段は、右端から順に、唐橋つぐゆき、まつうら千鶴子、こさわ隆宏、であった。
 - 14 神奈川県選挙委員会は、令和元年 8 月 21 日、相模原市中央区選挙区で投じられた 106930 票全ての開披点検をしたが、その費用は、いったいいくら位になるのであろうか。
 - 15 平成 27 年 4 月の相模原市南区選挙区での論争につき、神奈川県は、東京高裁での訴訟で、訴訟代理人弁護士に、94 万円（着手金と終結金の合計、消費税別）を支払った。情報公開制度により、県から入手した情報による。なお、筆者は、もっと高額ではないかと思っていた。
 - 16 平成 27 年 5 月 17 日の足立区議員選挙では、こうした氏の書き間違いも、有効票として処理された。既出、足立区選挙管理委員会決定書。
 - 17 「相模原市議会議員選挙開票速報（得票順）」。令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員選挙（選挙区）に関して、神奈川県厚木市では、有効投票数 75、868 に対し、無効票数 2、069 で、後者の内訳は、候補者でない者等を記した票 434、2 人以上の氏名を記載した票 1、候補者氏名に加えて他事を記載した票 9、候補者の何人を記載したか確認できない票 13、白紙 866、単に雑事、記号、符合を記した票 306、政党名等を記した票 440 であった。「開票速報票（確定）」による。

別紙1 自書の実態



(出典)

- A 神奈川県公報、号外63号（平成27年8月11日）、4頁。
- B 足立区選挙管理委員会、平成27年6月25日決定書、別記2。

権威主義体制と国連

—チリにおける人権侵害と国連開発計画 (UNDP) 職員の対応

真 嶋 麻 子

Asako MASHIMA. Authoritarianism and the United Nations: Human Rights Violations in Chile and the Responsive Actions by a United Nations Development Programme Staff Member. *Studies in International Relations* Vol.40, No.1. October 2019. pp.9-18.

During the 1960s and 70s, several countries in Latin America experienced military authoritarianism. Military coups overthrew democratically elected governments in Brazil in 1964, in Uruguay and Chile in 1973, and in Argentina in 1976. In these countries, state organs perpetrated severe human rights violations; the people were threatened with arbitrary arrests, torture, and state-sponsored disappearances.

This article reviews how the United Nations (UN) responded to military rule and its victims under the Chilean regime. In particular, the article follows Gabriel Valdés, former Foreign Minister of Chile under the presidency of Eduardo Frei, and the first director (1971-1981) of what is now the Regional Bureau for Latin America and the Caribbean (RBLAC) under the United Nations Development Programme (UNDP), responded to military rule in Chile in the years after the 1973 overthrow of the government of Salvador Allende. Letters between Valdés and his friends and colleagues in Chile have shown that he made every effort to help the victims of the Pinochet regime. The help he gave to Chileans and others may not have been the normal mandate of the UNDP. However, he responded pragmatically to the widespread human rights violations of the time in semi-official ways.

はじめに—問題の所在

1960～70年代はラテンアメリカ諸国に次々と軍部主導の権威主義政権が登場した時期であった。1964年にブラジル、1973年にウルグアイとチリ、1976年にアルゼンチンが軍事政権に陥落していく。国家テロリズム (State Terrorism)¹ が吹き荒れたこれらの諸国では、国家機関による人権侵害が横行し、強制失踪、逮捕、拷問といった直接的暴力および人々の生活への恐怖が日常化した。

他方で1970年代は、国家テロリズムによる人権侵害を告発し、民主化のための土壌がつけられていく時期であったことも指摘されてきた²。1973年9月11日にチリのアジェンデ (S. Allende) 政権がクーデターによって葬り去られ

た後、NGO、宗教者、財団などの市民社会や、スウェーデンやメキシコといった諸国家がこれを批判し、ピノチェト (A. Pinochet) 政権のもとでの人権侵害から人々を守る行動をとった。また、アルゼンチンにおいて、「反政府的」な労働者や知識人、学生たちが強制失踪させられたことを告発したのも、「五月広場の母たち」の運動に代表されるような犠牲者たちの家族であり、国際人権NGOであった。

こうしたトランスナショナルな人権擁護の運動ならびにそれを背景とした国際連合 (以下、国連) における対応については、優れた先行研究が存在する。1975年に国連人権委員会において「チリにおける人権状況についてのアドホック作業部会」が設置されたほか、ラテンアメリカ内外の人権団体からの告発を背景に、1980年には強制失

踪者を調査する作業部会も国連総会決議によって設置された。国連が、権威主義体制下での人権侵害の状況が審議されるフォーラムとなり、強制失踪者問題を国際人権問題として規範化してきたことから、先行研究においてはフォーマルな制度としての国連の機能についての分析が中心的な関心となってきた³。

それに対して本稿では、権威主義体制下で国連が果たしたインフォーマルな機能に着目することによって、国連の役割を再検討したい。具体的には、国連開発計画（United Nations Development Programme、以下 UNDP）職員による、現場レベルでの権威主義に対する行動を分析の対象とする。UNDP は途上国開発のオペレーションを担っており、国際人権規範の創出といった制度化に直接に関わる機関ではない。加えて、開発業務においては、いかなる政治体制であろうとも途上国政府との協力を避けてとおることはできず、中立的に業務を行うことが原則となっている。つまり、UNDP が権威主義体制に明示的に対峙することは一般的には考えづらいのであるが、そのことによって無批判に現実を受け入れてきたと結論付けられるものだろうか。途上国の現場で業務を展開してきた機関であるからこそ、日常的なレベルでの格闘があるのではないか。本稿では、UNDP 職員がとった個別的な行動に着目し、フォーマルな国連像とは異なる国連像に迫ってみたい。

考察の手がかりとするのは、チリの元外務大臣で、1971 年から 81 年まで UNDP に勤務したガブリエル・ヴァルデス（Gabriel Valdés）である。2011 年の逝去の後、本人所蔵のアーカイブスが公開された⁴が、そのなかには国連勤務時代にやりとりがなされたチリの旧友や関係者たちとの書簡も含まれる。そこでは、1973 年にアジェンデ政権がクーデターで倒された後に、「反体制派」として亡命を余儀なくされた友人・知人が、ヴァルデスを頼り、場合によっては国連機関で職に就く機会を得ていることが示される。UNDP 職員が日常的に権威主義体制の被害者たちに対応していた形跡をたどることで、制度論としての国連研究とは異なる視点で国連の役割の一端を明らかにするものである。

以下では、まず、UNDP について概観した後に、ヴァルデスの略歴および 1973 年 9 月 11 日を中心としたチリ政治の様相を素描し、国連勤務時代のヴァルデスの行動について知人・友人たちとの間に交わされた書簡をもとに検討する。そして最後に、UNDP 職員としての日常的な行動のなかにもみられる権威主義体制への対応の論理とはいかなるものなのかを読み解いていきたい。

1. UNDP と現地化、「リサイクリング」

UNDP は国連総会の下部機関として 1966 年に創設された。拡大技術援助計画（Expanded Program of Technical Assistance: EPTA）と国連特別基金（UN Special Fund）とを統合し、国連機関による発展途上国への技術援助を促進するために設立された。途上国開発に関連して国連諸機関が実施する様々な事業の調整役も担う。

UNDP における政策決定機関は、国連経済社会理事会において選出された 36 か国からなる理事会で、組織の行政は総裁ならびに総裁に統括された事務局が執り行う。事務局は、ニューヨーク本部と現地事務局からなり、2019 年現在、約 170 か国・地域で業務を展開している。

UNDP という組織の特徴は、確かに全般的な政策決定は理事会に権限があるとはいえ、総裁を中心とした事務局の政策への実質的な影響が無視できないことと、世界中に張りめぐらされた事務局のネットワークが政策形成においても機能していることにある。本稿で取り上げるヴァルデスは、本部事務局に設置されたラテンアメリカ・カリブ局の初代局長（Regional Bureau for Latin American and Caribbean、以下 RBLAC）を務めた人物である。RBLAC を含む各地域局は、ニューヨーク本部と各国事務所・地域とを媒介する機能を持つことが期待されたのであり、後に検討するヴァルデスの行動はこうした UNDP の制度に支えられていた。

また、現地事務局の政策形成への関与という点では、現地常駐代表の権限は重要である。常駐代表は、現場レベルでの国連諸機関の業務調整を担うほか、一定額までのプロジェクトを採択する権

限をもつ。また、それによって、現地事務局が発展途上国との間に築いた回路から資金、人材、アイデアなどの様々な資源を取り入れ、発展途上国との接触点を拡大させてきた⁵。開発援助業務の実施において、発展途上国側からの様々な資源の提供は不可欠となっているのである。

そのことは各国における支援の出発点となる国別計画（Country Programme）の策定過程においても同様である。原則的に発展途上国からの要請に基づいて支援が行われ、その援助計画の出発点である国別計画は現地政府との協働抜きには策定ができない。その意味で、UNDPが発展途上国において業務を実施することそのものが、当該国政府による同意を前提としているということである。

ここで問題となるのは、被援助国の政治体制がいかなるものであろうと、UNDPは変わらずに「協働」するのか、ということである。たとえば、開発援助を要請する政府が、国内の人権侵害に加担する当事者であっても、内政不干渉原則に立って支援を続けるのであろうか。この点について、軍政期と民政移管後のそれぞれの時期にアルゼンチン政府とUNDPとの間で策定された国別計画を比較した先行研究では、軍事政権のもとでも支援は継続される一方で、民政移管の後には、人権が擁護される民主主義社会の再構築のための課題が国別計画に挿入されたことが観察された⁶。このことは、UNDPの支援方針が相手国政府に「忠実」でありつつも、国連機関としての人権擁護の理念を支援方針のなかに挿入する機会を窺っていたことを意味するものである。

UNDPと権威主義体制との関係をめぐっては、別の評価もある。クレイグ・マーフィー（Craig N. Murphy）は、総裁に着任した人物たちのリーダーシップに基づき、組織そのものが学習を重ねて現代世界の問題に対応してきた過程に着目してUNDPの歴史を描き出し、権威主義体制下のラテンアメリカ諸国における「リサイクリング」という対応について言及している。「リサイクリング」とは、権威主義体制以前の体制と深く関わりがあるか、権威主義体制下で反体制的だとされた政治リーダーや知識人にUNDPの職を斡旋する

ことで保護し、民政移管後にまた新政府の主要ポストに就くことを間接的に支える対応である⁷。UNDPの理事会が決定する公式の活動ではないものの、現場における判断によって、権威主義体制のさなかに民主的な指導者たちを支え、1980年代に始まる「グローバルな民主化の最初期の波に貢献」したと、マーフィーは指摘する⁸。

このように、ラテンアメリカの権威主義体制下でのUNDPの行動について、当該政府を直接に非難することはなくとも、間接的に民主主義勢力を擁護することになったとの評価があるわけだが、日常的にはどのように行動選択がなされていたのであろうか。こうした行動は非公式のものであって、公式の政策文書に記録が残るものではない。行動の内実を具体的に示す史資料は多くはないなかで手がかりとなるのが、職員経験者たちによる手記である。たとえば、チリでアジェンデ政権がクーデターによって倒された当時、UNDP常駐代表の任にあったマーガレット・アンステイー（Margaret J. Anstee）の自伝では、軍事政権によって拘束された国連職員の釈放を交渉したり、国外亡命を助けたりしたことによって、チリ政府との間に緊張が走ったことが記録されている⁹。

個々の職員経験者が残した記録から国連組織を把握することは、国連研究において頻繁に用いられてきた方法ではない。また、個々の記録から組織の全体像を理解することは容易ではない。他方で、公式の政策文書には表れない、個々の職員の判断によって選択されてきた行動を理解することは、組織の実際の姿に接近することを可能にする。本稿においても、UNDPでとられていた非公式の行動を分析することによって、権威主義体制に対峙した国連機関の機能を再考していきたい。本部とラテンアメリカ地域とのパイプ役となるRBLAC局長という役職につきながら、母国チリの権威主義体制下での人権侵害の犠牲者たちへ対応してきたヴァルデスの行動から、予め計画された開発プロジェクトを実施するだけではないUNDPの機能が理解できるであろう。

2. 1973年クーデターと権威主義体制下での暴力

チリで外務大臣を務めたこともあるヴァルデスは、1971年に国連事務次長補およびUNDP総裁補兼ラテンアメリカ・カリブ局長に就任し、1981年までその任にあたった。この時期は母国チリにおいて、アジェンデ政権による改革と、1973年9月11日に起こった反革命クーデターおよびアジェンデ大統領の死亡、その後16年半におよぶピノチェト軍事政権が確立した時期であった。

1970年9月に人民連合（Unidad Popular、以下UP）が勝利したことにより、チリでは選挙によって社会主義を掲げる政権が誕生した。アジェンデ政権下では、繊維会社や石炭・銅山の国有化や農地改革などの改革が矢継ぎ早に着手された。その改革を阻んだのが、1973年9月11日の軍部蜂起によるクーデターであり、アジェンデ大統領の死亡とともに、3年にわたる改革の政治が中断することとなった。クーデターによって成立した軍事評議会は、すぐさまUP派の弾圧に乗り出した。また、 Frei政権期の1967年に実施された農地改革の中止にも遡って大土地所有制を復活させた他、国営部門を民営化させ、アジェンデ政権期の改革を逆行させる¹⁰。

ラテンアメリカ諸国の中でも民主主義が定着したチリでクーデターが断行され、大統領の抹殺によって政権が奪取されたことは、チリに対する国際社会からの信用を失墜させるものであった。クーデターの翌年には、国連総会でもチリに対する非難決議が採択された他、北欧諸国やメキシコなどからも厳しく批判された。

さらにチリに対する批判を強めたのは、ピノチェト政権下での人権侵害である。「反体制的」とみなされた政治リーダー、労働組合関係者、大学教員、知識人、学生に、多数の逮捕者、強制失踪者、拷問による犠牲が出た。1990年の民政移管の後に設置された真実和解委員会の調査によって明らかになったのは、クーデター後、長期化した軍政の下で2,279人が暴力的に弾圧され死亡したという事実である¹¹。そのうちの約80%はクーデター後、恩赦法¹²が成立するまでの1978

年までの5年あまりの時期に集中していることも明らかになった¹³。

チリ国内での暴力から逃れて他のラテンアメリカ諸国やヨーロッパへ亡命を余儀なくされる人たちもいた。その数は約18万人にのぼるとされ¹⁴、そのなかにはアジェンデ政権下で要職にあった政治家たちとその家族や、反体制派の知識人たちも含まれる。海外に亡命しても軍事政権に追われ、暗殺された事例もあった¹⁵。ヴァルデスもまた、国連勤務時代に暗殺予告を受けたことを告白している¹⁶。

クーデター後のチリにおける暴力に対して、それを告発し、人びとを守る動きも起こった。アムネスティ・インターナショナルをはじめとする国際人権NGO、フォード財団、世界教会協議会（World Council of Churches）は、それぞれの関心から人権擁護のために行動した¹⁷。また、スウェーデンなどのヨーロッパ諸国やメキシコ政府も、亡命者たちを庇護する役割を担った¹⁸。ヴァルデスが国連に勤務した時期は、権威主義体制のもとでの暴力とそれに対抗する動きとが同時に発生していた時期であった。そのような状況下で、国連職員としてのヴァルデスはどのような行動をとったのだろうか。

3. ヴァルデスとキリスト教民主党

ヴァルデスは、1919年7月3日、チリのサンティアゴに生まれた。父親はエンジニアでアメリカ合衆国やヨーロッパ諸国での海外勤務の後、チリのカトリック大学工学部教授とサンミゲル市長を歴任した。母親も比較的裕福な家庭の出身であった。ヴァルデスは、カトリック大学法学部を卒業後、弁護士としてチリの製鉄大手企業CAP（Compañía de Acero del Pacífico）に就職した。その後、フランス政府奨学金を得てパリ社会科学研究所で研究に従事した後に、1952年より母校で経済法の教鞭をとった。政治家としてのヴァルデスは、20歳のときにキリスト教民主党（Partido Demócrata Cristiano、以下PDC）の萌芽である国民ファランヘ党（Falange Nacional）の創設に加わって以後、1958年にPDCが発足し、1964

年にフレイ PDC 政権が誕生した後も、1964 年から 70 年まで外務大臣を務めるなど、政権の要職にあった。国連に勤務したのは 1971 年から 81 年までであり、この時期の行動については次章で取り上げる。国連を退職した後は、1982 年から 87 年の間に PDC 総裁を務めながら、ピノチェト大統領の退陣を要求する政治団体「民主同盟（Alianza Democrática）」の代表に就任し、反軍政民主化運動の中枢を担った一人であった。民政移管後の 1990 年から 2006 年まで 2 期連続で上院議員に選出され、1990 年から 96 年には上院議長を務めた。2011 年 9 月 7 日死去、享年 92 歳であった。

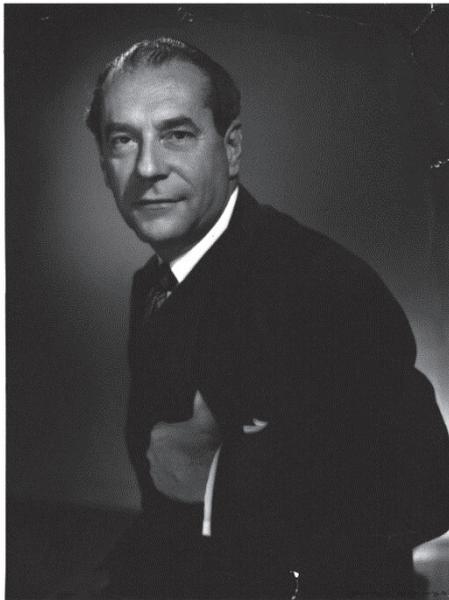


写真 1: ガブリエル・ヴァルデス（出典：AHGV）

大学教授、外交官、政治家といった様々な顔を持ったヴァルデスであるが、生涯にわたる政党人としての経歴は、国連時代の彼の行動にも強く影響している。とりわけ PDC とのかかわりは深かった。

PDC は保守党から分かれた国民ファランヘ党を前身として 1958 年に結成された。都市中間層と新興資本家層を支持基盤とし、共産党や社会党の影響力が弱い都市貧困層、農民層、女性にも影響力を持つ中道政党である¹⁹。1964 年から 70 年まで続いた PDC 政権期に、フレイ大統領は「銅山のチリ化」などの民族主義的工業化や農地改革に着手するも、保守派との妥協を余儀なくされて

いく。こうした政治状況の下で急進化した民衆からの支持を集めたのが人民連合（UP）²⁰であった。1970 年の大統領選挙では、当初 PDC はアジェンデへの対抗馬を擁立していた。しかし決選投票になると、大統領権限の限定、軍・警察隊の現状維持、複数政党制の保証、公務員の地位保障といった政治的合意と引き換えに、アジェンデ支持に回る。UP への国民的支持が高まり、最左派勢力に主導された革命が推進されるにつれ、PDC とアジェンデ政権の間にも亀裂が生まれていく。また、PDC 内の保守派と左派との対立も顕著になった。要するに PDC は、左派勢力とは一線を画し、労働者階級と資本とのいずれにも融和的な、中道政党であった。

ピノチェト軍政下での PDC の役割は紆余曲折した。クーデター直後、PDC は軍事政権を一時的に支持した。エイルウィン（P. Aylwin）総裁らは、軍事政権が臨時的なものであり、アジェンデ政権下で混乱させられた国家的秩序を再建する必要悪と考えた（当時の PDC 幹部とヴァルデスとの論争については後述）。しかし、軍事政権が長期化すると、PDC は反軍政の立場をとるようになっていく²¹。結果的には、PDC は反軍政と民主化のための運動の中枢となり、民政移管後初の大統領となるエイルウィンを輩出することになる。

以上のように、PDC と UP ならびにアジェンデ大統領とはイデオロギーも政策も必ずしも親和的ではないものの、ヴァルデスもまたアジェンデ大統領との親交を深めた一人であった。ヴァルデスが残した自伝には、生前のアジェンデとの親交の様子が描写されている。経済政策について意見を交わしたこと²²、アジェンデ政権期に国連事務総長の交代があり、その際のチリ人候補としてヴァルデスの名前が挙げられたこと²³、1972 年の国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）のチリ開催に協力的であったアジェンデのことなどである。アジェンデからも外交官としてのヴァルデスに信頼が寄せられていたことが窺える。

イデオロギーは違えど、「非常にロマンティックで、現実離れしていて、しかし誠実な」²⁴ アジェ

ンデが死亡し、ピノチェト率いる軍部によって政権が奪取されたとき、ヴァルデスもまたチリにおける民主主義の中断に憤り、深く嘆いた。1973年9月クーデターの当時、ヴァルデスはすでに国連に勤務していたが、クーデターは国連職員としてのヴァルデスの行動に強く影響していた。

4. 国連時代のガブリエル・ヴァルデス

—旧友たちとの書簡を中心に

4-1 クーデター後の行動①チリ政治への懸念

1973年9月11日にチリでクーデターが起きたとき、ヴァルデスはUNDP ニューヨーク本部に赴任していた。母国での非常事態を知り、チリに住む家族の安全を思い、すぐに一時帰国の途についた。

国連ではチリで起きた事態に対しての批判が強まった。1974年になるとクーデター後にチリで発生していた人権侵害に対し、チリ政府に人権諸原則を守るように促す国連総会決議が採択され²⁵、国際世論はチリ軍事政権に対して厳しくなる一方であった。

そうしたなかで、ヴァルデス自身は、チリの旧友たち—PDC 幹部たち—とのコンタクトを取り続けていた。クーデター直後に、PDC がこれを支持し、軍部との間に妥協を重ねるのを見ながら、ヴァルデスは同志であり、当時のPDC 総裁でもあったエイルウィンに書簡を送った。1974年2月27日付の書簡では、エイルウィンが軍事評議会との間に交わした覚え書きは「信じがたい服従」であり、党のやり方は間違っているという厳しい批判が書き綴られた²⁶。そして、チリの民主主義を決定づけられるのはPDC を置いて他にはいない、と結んでいる。

対して、エイルウィンからの5月8日付の書簡では、PDC が軍政の支持に回った理由が書き連ねられた。アジェンデ政権の下でチリ社会が分断された今、軍政の側について秩序を再建することが「服従」などではなく、チリの現状を遠隔から見ているだけのヴァルデスの見解は間違っていると強い言葉が並ぶ²⁷。10ページにわたるエイルウィンからの返信のなかでは、ヴァルデスに対して、「チリにいないのに何がわかるのだ」と

いう非難が幾度か登場し、クーデター後のチリの「現実を知っている」エイルウィンと、国外において国連で身の安全が確保されているヴァルデスとの間の温度差が強調されている。かつての同志からのこうした指摘は、国連組織の官僚であるヴァルデスを動かさなかったはずはない。母国における民主主義の中断を憂い、チリの外にいながらなうることが模索されたのである。

4-2 クーデター後の行動②亡命者たちへの職の紹介

ヴァルデスのもとにはチリ国外での就職に関する相談の手紙が届き始める。なかにはクーデターとは直接的な関係のない就職先の紹介依頼もあるし、ヴァルデスに届いた全ての書簡が残されているわけでもないが、入手可能な書簡からは以下のことがわかる。

まず、チリから亡命し国外での就職を希望する相談の手紙は、クーデター直後の1974年に最も多く届いている。その内訳は、国連をはじめとする国際機関あるいは海外の研究機関の就職先に関するものが大半で、外交官や大学の職にあった知人やその知り合いからの依頼であった。特に、ヴァルデスが外務大臣を務めていたPDC のフレイ政権期やアジェンダ政権期など、クーデター以前の政権で公職にあった者が、ピノチェト政権下で職を追われ、チリ国内での就職を断念させられたケースである²⁸。また、ヴァルデスの国連勤務が終わりに差しかかろうとした1980年になると、クーデター後に「政治犯」として逮捕されて釈放された知人たちからも、国外での仕事の紹介を頼まれるようになったようである²⁹。旧友たちからの希望がすべて叶えられたわけではないものの、ヴァルデスは、できる限りの努力をすることや、就職先になりそうな関係機関に照会することなどを彼らへの返信のなかで述べ、人脈を駆使した就職先探しに奔走した。なかには、新しい就職先を得られた後に感謝の手紙が届くこともあった³⁰。

数ある書簡のなかから、印象的なやりとりを2つ紹介したい。1つは、アジェンデ政権期に財務省予算局の役職にあったホルヘ・オクセニウス (Jorge Ochsenius) との書簡である。ヴァルデスとは、チリの製鉄大手企業CAP 以来の知り

合いで、クーデター後に職を追われ、妻の母国である西ドイツへ、妻と2人の息子とともに亡命した人物である。オクセニウスはヴァルデスへの最初の手紙のなかで、西ドイツで約1年間、大学での招聘教員への採用待ちをしていること、社会保障を受けながら厳しい生活をしていることを訴え、国連機関への就職の可能性について相談をしている³¹。ヴァルデスは、ウィーンにある国連工業開発機関（United Nations Industrial Development Organization、以下 UNIDO）の知人を紹介し、職探しに助力した³²。オクセニウスも UNIDO への問い合わせを行ったものの、家族のことを考えてチリに帰国する道との間で迷いが生じる³³。しかし、1977年時点で在チリの国連機関ではチリ国籍スタッフの枠は満席であることが判明すると、やはりヨーロッパに残って就職先を探すことにする³⁴。最終的には、ヴァルデスは別の友人を介してドイツの銀行への就職を紹介し、手助けしたようである³⁵。この件にかかるやりとりは、およそ7か月続き、その間にオクセニウスからは母国を離れた家族がナーバスになっている様子など、紆余曲折があったことが説明されている。ヴァルデスがクーデター後に職を追われた前政権の関係者に対してできる限りの助力を尽くしていたことがよくわかるエピソードであろう。

もう1つの例は、アジェンデ政権で内務大臣と国防大臣を務めたホセ・トハ・ゴンサレス（José Tohá González）の妻の職探しである。社会党出身でアジェンデの人民連合政権に入閣したトハは、クーデター後に他の多くの閣僚や重要人物と同じく、チリ最南端のプンタ・アレーナス（Punta Arenas）近くのドーソン島の収容所に送られ、そこでの拷問の末、1974年3月15日にサンティアゴ軍病院で死亡した。未亡人となった妻ヴィクトリアは、子どもたちを連れてメキシコへ亡命する。ヴァルデスは、UNDP のメキシコ事務所常駐代表であったルイス・ペレス・アルテタ（Luiz Pérez Arteta）へ連絡し、旧友トハの妻がメキシコ事務所で働くことができないかどうか、相談した³⁶。ヴィクトリア自身、家族省や大統領府直轄の国立女性局で公務に就いていた経験もあり、

経験と能力は申し分ないと考えたためであろう。ヴァルデスからの依頼を受けて、アルテタはヴィクトリアと面接している。結局、その時点では金融機関に仕事を得られていて、UNDP メキシコ事務所では職に就かなかったものの、子どもたちのためにもいずれはチリに戻り、在チリの国際機関での就職を希望していたようである³⁷。

トハ夫人の職探しに関するヴァルデスと UNDP メキシコ常駐代表アルテタの書簡には、いずれも「私信」であることが明記されている。これはヴァルデスに就職先の相談をする他の旧友・知人たちへの書簡にもおおむね共通することである。UNDP の役職にあるヴァルデスを頼っての相談ではあるが、ヴァルデスの側では UNDP の正規の仕事とは別に、あくまで個人の判断で行動していたのである。

おわりに

一権威主義体制への国連の対応についての考察

本稿では1970年代に UNDP ラテンアメリカ・カリブ局長を務めたガブリエル・ヴァルデスが残した旧友・知人たちとの書簡をたどり、権威主義のさなかに国連職員がとった行動を跡付けた。そこからみえてきたのは、チリの政治家・外交官・大学教員といった経歴をもつヴァルデスならではの行動規範があるということであった。

昔からの同志や知人であるという人的つながりから、クーデター後のチリを脱出して生き延びるための職探しについて相談され、それに助力するヴァルデスの対応は、一見すると場当たりのであり、恣意的でもある。しかし同時に、予め計画された業務とは異なる、現場での必要に迫られた対応として理解することも可能であろう。ヴァルデス自身は、クーデターによってチリにおける民主主義が中断させられたことを憂いていた。そして、個人的なつながりを持つことのできる犠牲者たちに個別に対応し、権威主義体制によって排斥された人々を救済するために奔走したのであった。

このようにヴァルデスがとった行動からは、母国との紐帯もまた国連職員の行動のなかに刻まれていることが改めて喚起される。この点は、

UNDP の歴史を纏めたマーフィーによる評価とはやや異なる。マーフィーは、UNDP 職員が権威主義体制における犠牲者たちを国連機関の職員として「リサイクリング」したことに触れ、民主主義を擁護する組織として UNDP を分析した。筆者もこの評価をおおむね妥当だと考えるものであるが、個々の UNDP 職員の行動は、民主主義の擁護を大上段に掲げるのみではなかったことを付け加えたい。すなわち、本稿で検討したヴァルデスの行動は、民主主義一般の擁護というよりも、明らかにチリにおける民主主義の危機に突き動かされたものであったし、とりわけチリ政治におけるキリスト教民主党 (PDC) の役割を強く意識してのことであった。ヴァルデスがラテンアメリカ・カリブ局長を務めていたときに、UNDP チリ事務所の現地常駐代表の任にあったアンステイーも、チリ人であり PDC の主要メンバーであったことがヴァルデスの行動に大きく影響を及ぼしていると観察している³⁸。国連機関の職員が選択した行動が、理念としての民主主義の擁護というだけではなく、母国チリの文脈に規定されていたということもまた、日常的なレベルで権威主義体制と対面したときの応答のあらわれであったということであろう。

権威主義体制に対して国連機関は、従来の研究で検討されてきた国連総会や国連人権機関などでの厳しい批判がなされる場として機能したのみではなく、インフォーマルな対応が生み出される場でもあったことが本稿で検討した事例から把握できた。それは多分に個々の国連職員の経歴や主体性によるものであり、これが一般的現象だと決定づけられるものではない。特に、本稿で使用した史料の特徴は、UNDP の組織的な対応というよりも、ヴァルデス個人の行動を理解することを助けるものであり、その意味での限界はある。しかしながら、「国連」という組織は、元来一枚岩ではない。分権化した組織運営を特徴に持つ UNDP の場合にはなおさらである。国連組織を構成するインフォーマルな複数のピースを分析することによって、国際社会における国連の機能の全体像を把握することに努めていくものである。

注

- 1 国家テロリズムとは、国家がスポンサーとなるか、国家そのものがテロ行為の主体となり、ゲリラやテロといった国家転覆活動に従事する戦闘員以外の一般市民をもターゲットとし、非合法的暴力を行使し、社会の恐怖を広げ政治的目標を達成しようとすることを意味する。(杉山知子『国家テロリズムと市民—冷戦期アルゼンチンの汚い戦争』北樹出版、2007年、10頁)
- 2 Patrick William Kelly, *Sovereign Emergencies: Latin America and the Making of Global Human Rights Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 2018.
- 3 Kelly, *op.cit.*; Iain Guest, *Behind the Disappearances: Argentina's Dirty War Against Human Rights and the United Nations*, Philadelphia: University of Pennsylvania Press, 1990; Alison Brysk, *The Politics of Human Rights in Argentina*, California: Stanford University Press, 1994. 杉山前掲書。杉山知子『移行期の正義とラテンアメリカの教訓—真実と正義の政治学』北樹出版、2011年。
- 4 以下のウェブサイトから入手できる。Archivo Histórico Gabriel Valdés (以下、AHGV と略記), <http://www.ahgv.cl/> (最終閲覧日: 2019年6月30日)。
- 5 拙稿「グアテマラの人間開発に対する国連開発計画『現地化』政策の意義と課題」日本国際連合学会編『国連研究』第12号、国際書院、2011年6月、193-217頁。
- 6 拙稿「途上国開発における現地化の機能—体制移行期のアルゼンチンへの UNDP の対応から」日本国際政治学会編『国際政治』第186号、2017年1月、16-31頁。
- 7 Craig N. Murphy, *The United Nations Development Programme: A Better Way?*, Cambridge: Cambridge University Press, 2006, p.10. (邦訳: 峯陽一・小山田英治監訳『国連開発計画 (UNDP) の歴史—国連は世

- 界の不平等にどう立ち向かってきたか』明石書店、2014年）
- 8 *Ibid.*, p.211.
- 9 Margaret Joan Anstee, *Never Learn to Type: A Woman at the United Nations*, West Sussex: John Wiley & Sons Ltd., pp.318-319.
- 10 増田義郎編『新版 世界各国史 26 ラテン・アメリカ史 II』山川出版社、2000年、427-428頁。
- 11 Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación, Informe Rettig: Informe de la Comisión Nacional de Verdad y Reconciliación. 以下のウェブサイトから入手できる。http://www.memoriachilena.gob.cl/602/w3-article-94640.html（最終閲覧日：2019年6月26日）
- 12 恩赦法は、1973年9月11日のクーデターから78年3月10日までを戒厳令の期間とし、その間に発生した犯罪事実とその刑事責任を原則的に抹消するもので、実質的に軍部による人権侵害を不問に付すことをねらいとしていた。
- 13 浦部浩之「チリ民主化とエイルウィン政権の人権政策—その成果と限界」『ラテンアメリカ研究年報』第16号、1996年、147頁。
- 14 吉田秀穂『チリの民主化問題』アジア経済研究所、1997年、88頁。
- 15 たとえば、アジェンデ政権で国防大臣を務めたオルランド・レテリエル（Orlando Letelier）は亡命先の米国で、車に仕掛けられていた遠隔操作の爆発物で殺害された。
- 16 Gabriel Valdés, *Sueños y Memorias*, Santiago: Taurus, 2009, p.254.
- 17 Kelly, *op.cit.*, Chapter 2.
- 18 Mario Sznajder and Luis Roniger, *The Politics of Exile in Latin America*, New York: Cambridge University Press, 2009, p.128 and pp. 164-165.
- 19 増田編前掲書、408頁。
- 20 UPは、社会党、共産党を軸にして、急進党、民主社会党、人民統一行動運動（MAPU）、人民独立運動の六党により結成された。
- 21 吉田前掲書、39-41頁。
- 22 Valdés, *op.cit.*, pp.239-241.
- 23 Carta de Hernán Santa Cruz a Salvador Allende, 18 de Septiembre de 1971, gvs_181, AHGV.
- 24 Valdés, *op.cit.*, p.245.
- 25 1974年11月6日に国連総会で採択された決議3215では、1972年にサンティアゴで開催された第3回UNCTAD会議で議長を務めたアルメイダ前チリ外相がチリ当局によって1年以上も拘束されていることが非難された。また、同じ日の国連総会決議3219では、チリ当局による人権侵害に対する「深い懸念」が示された。
- 26 Carta de Gabriel Valdés a Patricio Aylwin, 27 de Febrero de 1974, gvs_319, AHGV.
- 27 Carta de Patricio Aylwin a Gabriel Valdés, 8 de Mayo de 1974, gvs_388, AHGV.
- 28 たとえば、Carta de Eduardo Araya y Raúl Orellana a Gabriel Valdés, 30 de Septiembre de 1973, gvs_244, AHGV; Correspondencia de Lili Montenegro a Gabriel Valdés, 12 de April de 1974, gvs_374, AHGV; Correspondencia relativa a la solicitud de Carlos Klammer a Gabriel Valdés para ayudar a Arturo Hein a conseguir un empleo en el PNUD, 12 de Agosto de 1974, gvs_458, AHGV; Correspondencia de Ian Rast a Gabriel Valdés, 9 de Marzo de 1977, gvs_793, AHGV; Correspondencia de Ignacio Vergara a Gabriel Valdés, 18 de Julio de 1977, gvs_851, AHGV.
- 29 Correspondencia de Fernando Chavarría a Director PNUD Gabriel Valdés, 24 de Enero de 1980, gvs_1086, AHGV; Correspondencia de Fernando Flores a Director PNUD Gabriel Valdés, 5 de Febrero de 1980, gvs_1090, AHGV.
- 30 たとえば、Correspondencia de Raúl Morales y Helena Wilson a Gabriel Valdés, 4 de Marzo de 1974, gvs_325, AHGV; Correspondencia de Marco Antonio Rocca a Gabriel Valdés, 5

- de Septiembre de 1975, gvs_585, AHGV.
- 31 Correspondencia de Jorge Ochsenius a Gabriel Valdés, 12 de Marzo de 1977, gvs_740, AHGV.
 - 32 Correspondencia de Gabriel Valdés a Jorge Ochsenius, 18 de Mayo de 1977, gvs_805, AHGV.
 - 33 Correspondencia de Jorge Ochsenius a Gabriel Valdés, 29 de Mayo de 1977, gvs_812, AHGV.
 - 34 Correspondencia de Jorge Ochsenius a Gabriel Valdés, 28 de Agosto de 1977, gvs_1977, AHGV.
 - 35 Correspondencia de Gabriel Valdés a Otto Boye, 22 de Septiembre de 1977, gvs_905, AHGV.
 - 36 Carta de Gabriel Valdés a Luis Pérez Arteta, 24 de Mayo de 1974, gvs_403, AHGV.
 - 37 Carta de Luis Pérez Arteta a Gabriel Valdés, 20 de Junio de 1974, gvs_414, AHGV.
 - 38 Anstee, *op.cit.*, p.328.

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表,写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表,写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1)～(4)以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしますが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(約200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該箇所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』（昭和61年）125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕11巻5号（昭和14年1頁）

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, “Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws”, 73 *Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, “Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.”, *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, “Préface historique à l'étude des notions de contrat”, *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p.10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

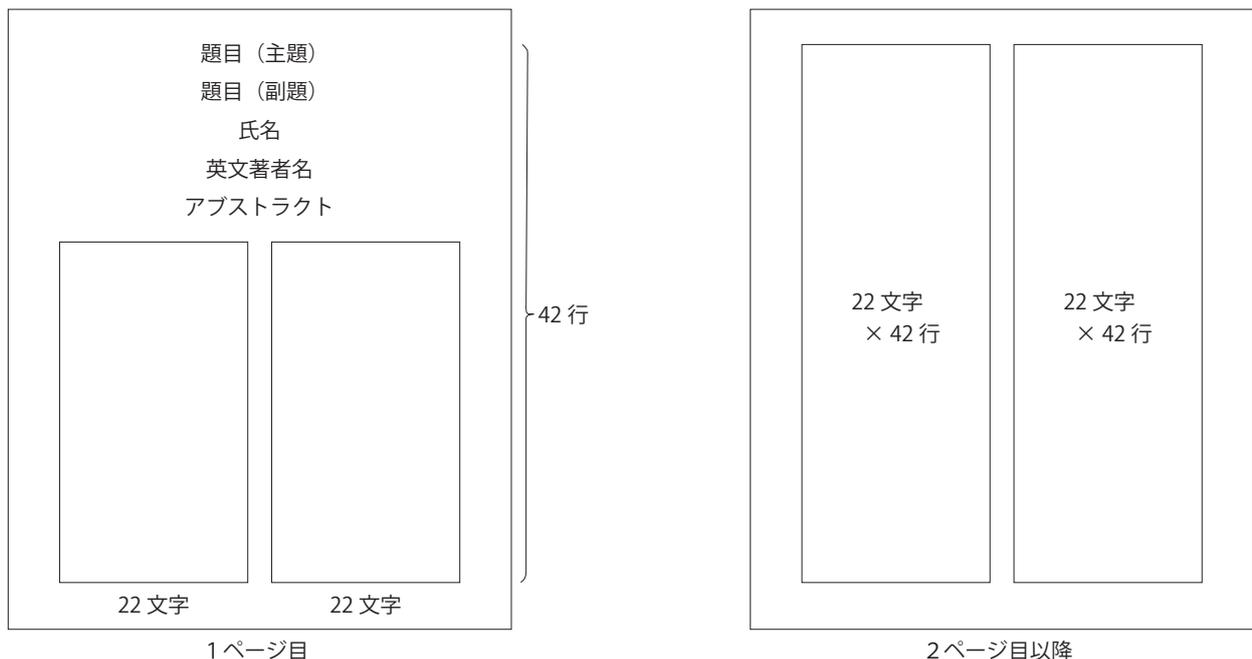
Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p.202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*, p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



以上

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.40 No.1 October 2019

CONTENTS

RESEARCH NOTES

Does Your Vote Count?

Some Thoughts on Recent Disputes in Japan's Local Elections Akira HAYAMA ... 1

Authoritarianism and the United Nations:

Human Rights Violations in Chile and the Responsive Actions by a United Nations Development Programme Staff Member Asako MASHIMA ... 9

執筆者一覧

〈掲載順〉

葉山 明	日本大学国際関係学部	教授
真嶋 麻子	日本大学国際関係学部	助教

国際関係研究

第40巻 第1号

令和元年10月31日 発行

編集者 渡邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部

国際関係研究所

〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号

電話 055-980-0808

FAX 055-980-0879

印刷所 株式会社アプライズ

〒430-0856 静岡県浜松市中区中島三丁目17番25号

ISSN 1345—7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.40 No.1 October 2019

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>